

## 県内都市の将来像を審議する、 第198回群馬県都市計画審議会を開催します。

群馬県では、県内都市の将来像を決定するため、都市計画区域区分、都市計画道路の決定・変更等の審議を行う「都市計画審議会」を開催しています。

以下の日程により審議会を開催しますので、傍聴を希望される方は、審議会当日の午前9時45分までに群馬県庁29階 第1特別会議室までお越しください。

1. 開催日時 : 令和4年6月29日(水) 午前10時 開会
2. 開催場所 : 群馬県庁29階 第1特別会議室
3. 審議議案 : 7議案を予定(詳細は別紙)
4. 傍聴定員 : 5名

※傍聴者は原則先着順に決定しますが、午前9時45分の時点において傍聴希望者が定員を超えている場合は抽選となります。また、午前9時45分までに来場されない場合、傍聴できませんので御注意ください。

なお、審議議案について群馬県都市計画審議会が当日に非公開と決定した場合には傍聴できませんので、あらかじめ御承知おきください。

### 5. 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

- ・当日は、入室前に検温を行い、発熱の症状(体温37.5度以上)がある方の入室は御遠慮いただきます。また、風邪の症状がある等、体調がすぐれない方の傍聴も御遠慮していただきます。
- ・入室の際には、健康状態申告書に必要事項を記入のうえ、受付に提出していただきます。
- ・傍聴するにあたりましては、マスクの着用や会場に設置した消毒液を御利用いただく等、感染症対策に御協力ください。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられる  
まちづくりを



#### 第1号議案 館林都市計画区域区分の変更(館林北部第四地区の決定)について

館林北部工業団地に隣接地しており、既存インフラの活用など優れた操業環境が見込める区域である館林北部第四地区について、群馬県企業局による工業団地造成事業の実施が確実となったことを受け、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地区として市街化区域に編入するものです。

#### 第2号議案 館林都市計画工業団地造成事業の決定(館林北部第四地区の決定)について

昭和45年5月25日付け首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けている館林北部第四地区について、首都圏における計画的工業配置と均衡ある地域社会の発展に寄与するべく、都市計画事業として工業団地を造成しようとするものです。

#### 第3号議案 高崎都市計画道路の変更(3・5・30号下豊岡剣崎線の変更)について

高崎都市計画道路3・5・85号豊岡経大通線の決定に伴い、交差点に右折車線を設置するものです。

既 決 定:L=約3,110m、W=12m 2車線

変 更 後:L=約3,110m、W=12m 2車線

変更区間:L=約215m、W=14.75m

#### 第4号議案 伊勢崎都市計画道路の変更(3・3・12号坂東大橋石山線の変更)について

都市計画計画決定時と比べて必要性が大きく低下し、道路ネットワーク上も支障がないことから、上武国道以北の区間を廃止するものです。

既 決 定:L=約11,130m、W=22m 4車線

変 更 後:L=約10,680m、W=22m 4車線 (L=約450mの廃止)

#### 第5号議案 渋川都市計画道路の変更(3・4・4号渋川高崎線の変更)について

歩行者や自転車の安全な通行を確保するために必要な道路幅に区域を変更するものです。

既 決 定:L=約2,800m、W=18m 2車線

変 更 後:L=約2,800m、W=18m 2車線

変更区間:L=約660m、W=18m

## 第6号議案 中之条都市計画道路の変更(3・4・3号名久田竜ヶ鼻線の変更)について

鉄道との交差構造を立体交差から平面交差に変更するとともに、幅員を変更し、沿道の周辺環境の保全を図るものです。

既 決 定:L=約1,140m、W=16m

変 更 後:L=約1,140m、W=16m 2車線

変更区間:L=約500m、W=13m

## 第7号議案 高崎都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について

### (施設の概要)

|             |                        |
|-------------|------------------------|
| 廃油の焼却       | 105.7m <sup>3</sup> /日 |
| 廃プラスチック類の焼却 | 63.0t/日                |
| 混焼          | 130.0t/日               |
| 申請床面積       | 1,563.13m <sup>2</sup> |
| 既存床面積       | 7,160.31m <sup>2</sup> |
| 合計床面積       | 8,723.44m <sup>2</sup> |

### 【参考】「群馬県都市計画審議会」(設置の根拠:都市計画法第77条)

群馬県都市計画審議会は、都市計画法の規定に基づき設置された審議会で、主に県が都市計画を定める場合に、その内容について調査審議する機関です。

都市計画は、将来の都市の姿を決定することになるため、都市計画を定めるときは、行政機関だけでなく、学識経験者や議会の議員、国の機関及び市町村の長などで構成される本審議会の調査審議を経ることとなっています。

『群馬県都市計画審議会』 <http://www.pref.gunma.jp/06/h5810003.html>